

議案第9号

日進市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日進市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年2月25日提出

日進市長 近藤裕貴

1 提案理由

この案を提出するのは、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、日進市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要があるからであります。

2 主な改正点

放課後児童支援員の要件について、都道府県知事が行う研修を修了した者のほか、指定都市の長が行う研修を修了した者を追加する。

日進市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

令和 年 月 日

条 例 第 号

日進市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年日進市条例第18号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(職員) 第10条 略 2 略 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は <u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の長</u> が行う研修を修了したものでなければならない。 (1)～(10) 略 4・5 略	(職員) 第10条 略 2 略 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 (1)～(10) 略 4・5 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。